〔支局使用欄〕

　　年　　月　　日

　中国運輸局広島運輸支局長　殿

住　　　　所

氏名又は名称

代　 表 　者　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

連　 絡　 先

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請書

今般、一般貨物自動車運送事業の事業計画を下記のとおり変更したいので認可願いたく貨物自動車運送事業法第９条及び同法施行規則第５条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

記

１．氏名又は名称、住所及び代表者

２．変更する事項

1. 営業所の名称及び位置、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力（変更分のみ）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 名　　称 | 位置 | 休憩・睡眠施設の収容能力 | 所有 ・借入の別 | 摘　要 |
|  |  | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ |  |  |

（注）①位置は、住居表示で記入すること。

②摘要欄には、新設、廃止、拡張、縮小の別を記入すること。

1. 休憩・睡眠施設の収容能力欄は、営業所に併設する場合に記入すること。
2. 車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力（変更分のみ）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 営業所名 | 位置 | 車庫の収容能力 | 休憩・睡眠施設の収容能力 | 所有 ・借入の別 | 摘　要 |
|  |  | ㎡ | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ | ㎡ |  |  |
|  |  | ㎡ | ㎡ |  |  |

（注）①位置は、土地の登記簿上の表示を記入すること。

②摘要欄には、新設、廃止、拡張、縮小の別を記入すること。

1. 休憩・睡眠施設の収容能力欄は、車庫に併設する場合に記入すること。
2. 変更を必要とする理由
3. 変更後の営業所の名称及び位置、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業所の名称 | 位　　　　　　　　　　　　　　　　　置 | 休憩・睡眠施設の収容能力 |
|  |  | ㎡ |
|  |  | ㎡ |
|  |  | ㎡ |
|  |  | ㎡ |

（注）①位置は、住居表示で記入すること。

1. 休憩・睡眠施設の収容能力欄は、営業所に併設する場合に記入すること。

５．変更後の車庫の位置及び収容能力、休憩・睡眠施設の位置及び収容能力

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 営業所名 | 位置 | 車庫の収容能力 | 休憩・睡眠施設の収容能力 |
|  |  | ㎡ | ㎡ |
|  |  | ㎡ | ㎡ |
|  |  | ㎡ | ㎡ |
|  |  | ㎡ | ㎡ |

（注）①位置は、土地の登記簿上の表示を記入すること。

1. 休憩・睡眠施設の収容能力欄は、車庫に併設する場合に記入すること。

　中国運輸局広島運輸支局長　殿

宣誓書

貨物自動車運送事業法第4条第1項第2号に規定する事業計画のうち営業所、休憩・睡眠施設及び車庫について、都市計画法、建築基準法、農地法には抵触しないことを宣誓いたします。

　　　　　年　　月　　日

住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

様式例１

事業用自動車の運行管理等の体制（新設する営業所にかかるもの）

１．運行管理等の体制

補助者(※1)

氏名

運行管理者

氏名

運転者

社長

営業所長

補助者(※1)

氏名

整備管理者

氏名

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 運行管理者 | 人 | □確保済み（　　　　　　　　　・　　　　　　　　　）(※2)□確保予定（　　　　年　　月　　日までに確保予定）(※3)・勤務時間（　　時　　分　～　　時　　分）・休日（　　日／月） |
| 運行管理補助者(※1) | 人 | □確保済み（　　　　　　　　　・　　　　　　　　　）(※4)□確保予定（　　　　年　　月　　日までに確保予定） |
| 整備管理者 | 人 | □確保済み（　　　　　　　・　　　　　　　）(※5)□確保予定（　　　　年　　月　　日までに確保予定） |
| 整備管理補助者(※1) | 人 | □確保済み□確保予定（　　　　年　　月　　日までに確保予定） |
| 常時選任運転者 | 人 | （別紙のとおり） |
| その他従業員 | 人 |  |

(※1)補助者を選任するときは記載する。

(※2)資格者証番号及び交付年月日を記載する。

(※3)運行管理者が２人以上いる場合は統括運行管理者について記載する。

(※4)運行管理者資格を取得している場合は(※2)の内容を、取得していない場合は基礎講習修了年月日を記載する。

(※5)道路運送車両法施行規則第３１条の４第１号の場合は研修修了年月日を、第２号の場合は合格証書番号及び交付年月日を、第３号の場合はその旨を記載する。

　○　アルコール検知器の配備計画

　　　設　置　型：　　　　　　台　　・　　携　行　型：　　　　　　台

　○　日常点検計画

　　　日常点検場所：　　　　　　　　　　　　・　日常点検の実施者：

　○　営業所と車庫間の距離（※複数の車庫がある場合は最も遠い車庫について記載する。）

　　　　　　　　　．　　ｋｍ

　○　車庫が営業所に併設されていない場合の連絡方法及び対面点呼の実施方法

　　　連絡方法：

　□　点呼実施場所が車庫の場合

　　・営業所と車庫間の運行管理者（補助者）の移動手段及び所要時分

　　　移動手段：　　　　　　　　　　　　　所要時分：　　　　　　　　　　　分

　　・車庫における運行管理者（補助者）の駐在時間

　　　出庫時（　　　　時から　　　　時まで）　帰庫時（　　　　時から　　　　時まで）

　□　点呼実施場所が営業所の場合

　　・運転者の営業所と車庫間の主な移動手段及び所要時分

　　　移動手段：　　　　　　　　　　　　　　所要時分：　　　　　　　　　　　分

２．事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育（※6）及び事故処理等の体制

　○　事故防止に関する指導教育方法及び計画

　　・定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

　　　　□ 有（実施時期（※７）；　　　　箇月以内）　・　□ 無

　　・特定の運転者(事故惹起、初任、高齢)に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無

　　　　□ 有　・　□ 該当無し

　○　過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

　　・定期的な研修・講習会等についての計画の有無及び実施予定

　　　　□ 有（実施時期（※７）；　　　　箇月以内）　・　□ 無

　　・積載量確認方法

　　　　□ 計量器による　・　□ 運送依頼票による

　○　事故処理連絡体制

社　長(※)

（　　　　　　　　　　）

運行管理者(※)

（　　　　　　　　　　）

運 転 者

※（　）内に連絡先を記載する。

警 察 署

運 輸 支 局

（※6）貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条・「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針を定める件」（平成１３年８月２０日 国土交通省告示 第１３６６号）

（※7）実施時期については、新規許可、事業承継認可又は営業所の新設認可等があった日から初回の研修・講習会等を実施するまでの月数を記載。

　○　苦情処理体制

　　　苦情処理責任者　氏名：　　　　　　　　　　（役職等：　　　　　　　　　　）

　　　苦情処理担当者　氏名：　　　　　　　　　　（役職等：　　　　　　　　　　）

別紙

・事業計画を遂行するに足りる有資格者の運転者を確保する計画（新設する営業所にかかるもの）

　確保人員：　　　　　　　　人　　　・　　　確保予定人員：　　　　　　　　人

・国土交通省告示第１３６５号に適合する勤務割及び乗務割の計画（労使協定の締結予定の有無　　□ 有　・　□ 無）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運転者氏名又は確保予定年月日 | １箇月当りの拘束時間 | １日当りの拘束時間 | １箇月当りの乗務日数 | 運転時間 | 休息期間 |
| 最大 | 平均 | ２日平均１日当り | ２週平均１週当り | 連続運転 | 勤務と勤務の間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
|  | 時間 | 時間 | 時間 | 日 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |

※ 「運転者氏名又は確保予定年月日」欄は、運輸開始までに選任予定の運転者が確保済みの場合は当該者の氏名、確保予定の場合は確保予定年月日を記載する。

※ 既に貨物自動車運送事業の許可を取得している場合は、１箇月あたりの拘束時間の長い者上位１０名を記載する。

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更認可申請の手続き等について

添付書類

１．営業所、車庫及び休憩・睡眠施設の位置図（地図）及び平面図（変更分）

寸法、面積及び面積の算出方法を記入のこと。営業所と車庫が併設できない場合は営業所と車庫の直線距離を示した地図。

２．建物及び土地の使用権原を証する書面

当該施設が自己所有の場合は、不動産登記簿謄本等。未登記の建物の場合は自己所有の宣誓書。

借入の場合は、賃貸借契約書（写）又は建物、土地等の使用承諾書等。

※契約書及び使用承諾書には、面積及び地目も記入して下さい。申請日から１年以上の使用期間も確認します。（自動更新の文言があれば可。）

1. 当該施設が、建築基準法、農地法等に抵触しない旨の宣誓書（別紙様式）

４．車庫前道路の幅員証明書（前面道路が、国道の場合は添付を省略出来ます。）

1. 営業所新設の場合は、事業用自動車の運行管理体制を記載した書類（様式例１）
2. 写真

営業所、車庫及び休憩・睡眠施設の全景、内部及び車庫前道路等を写したもの

７． 提出先

広島運輸支局輸送担当

住所　広島県広島市西区観音新町４丁目１３－１３－２

電話　０８２－２３３－９１６７

８．提出部数

　　２部

（事業計画の内容に変更がないものについては、上記の書類の一部を省略してよい。）

※その他新たに運行管理者・整備管理者を選任予定の場合や、車両の変更がある場合等は追加書類が必要です。また、申請内容等で必要に応じ追加書類を求めることがあります。

＜ 様式１ ＞

事業用自動車の運行管理等の体制

１．運行管理等の体制

　①　運行管理者、整備管理者及び補助者を既に雇用または確保している場合は、その氏名を記載して下さい。（補助者を選任しない場合は補助者欄は記載不要）

　　　なお、運行管理者や整備管理者の補助者については、それぞれ補助者となるための要件を満たしていることが必要です。

　　　（国土交通大臣が認定する独立行政法人自動車事故対策機構が行う基礎講習修了等）

　※　この指揮命令系統図は標準なケースを示していますので、申請者の事業運営の実状に合わせ変更して下さい。（別紙として添付可）

　②　運行管理者、運行管理補助者、整備管理者、整備管理補助者、常時選任運転手、その他従業員の人数を記載するとともに、確保状況等を記載してください。なお、常時選任運転手については、その詳細を「別紙」に記載してください。

　③　別紙には、運転者数を既に雇用している場合は確保人員欄に、採用予定の場合は確保予定人員欄にそれぞれ記入していただくとともに、運転手毎に拘束時間、運転時間等の計画を記載してください。

　　　「拘束時間」とは、始業時間から終業時間までの時間で、労働時間と休憩時間(仮眠時間を含む。)の合計時間を言います。

　　　「休息時間」とは、勤務と次の勤務との時間で、睡眠時間を含む勤労者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間を言います。（２４時間－拘束時間）

　④　アルコール検知器の配備計画を機器のタイプ別に記載してください。

　⑤　日常点検の実施計画（場所及び実施者）を記載してください。

　⑥　営業所と車庫が併設していない場合は、その間の距離を記載するとともに、連絡方法（例：携帯電話・公衆電話等）及び対面点呼の実施方法について具体的に記載してください。

２．事故防止及び過積載の防止等に対する指導教育及び事故処理の体制

　①　事故防止に関する指導教育方法及び計画

　　・　定期的研修・講習会等の開催計画について□欄にレ印をし、有の場合実施時期を記入して下さい。

　　・　特定の運転者に対する特別な指導及び適性診断の受診の予定の有無の該当する□欄にレ印を記載してください。（対象となる運転者がいない場合は「該当無し」にレ印」）

　②　過積載の防止に関する指導教育方法及び計画

　　・　定期的研修・講習会等の開催計画について□欄にレ印をし、有の場合実施時期を記入して下さい。

　　・　積載量確認方法について、□欄にレ印を記入して下さい。

　③　事故処理連絡体制について、運行管理者及び社長欄には連絡先を記載してください。

　　　なお、標準なケースを示していますので、申請者の実状に見合うように変更して下さい。

３．苦情処理については、苦情処理責任者・担当者名及び各役職等を記入して下さい。